

平成 2 7 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

27-6

も く じ

・ 報告第 1 号	大東市市税条例 -----	2
	大東市市税条例等の一部を改正する条例 -----	3 4
・ 報告第 2 号	大東市国民健康保険税条例 -----	4 0

大東市市税条例

大東市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	
(大東市市税条例)	
第1条 ～ 第30条 (略)	
(均等割の税率)	
第31条 (略)	
2 (略)	
法人の区分	税率
(1) (略) ア ～ エ (略) オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表および第4項において同じ。</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表および第4項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下あるもののうち、市内に有する事務所、事業所または寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円
(2) ～ (9) (略)	

主要改正点

- ・個人の市民税の寄付金控除額に係る申告の特例等を規定したこと。
- ・軽自動車税の税率の変更および二輪等の税率の引き上げの適用時期の延期をしたこと。
- ・固定資産税等の課税標準の特例措置を変更したこと。

旧	
第1条 ～ 第30条 (略)	
(均等割の税率)	
第31条 (略)	
2 (略)	
法人の区分	税率
(1) (略) ア ～ エ (略) オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所または寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 50,000円
(2) ～ (9) (略)	

新

3 (略)

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第32条 ～ 第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項および第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

旧

3 (略)

第32条 ～ 第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項および第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

新

第50条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第2項または第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第51条 ～ 第56条 (略)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業または施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第58条 ～ 第58条の2 (略)

旧

第50条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第2項または第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第51条 ～ 第56条 (略)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業または施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第58条 ～ 第58条の2 (略)

新

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条 ～ 第140条の15 (略)

(都市計画税の納税義務者等)

第141条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項または第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。

3 ～ 4 (略)

第142条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務

旧

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条 ～ 第140条の15 (略)

(都市計画税の納税義務者等)

第141条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項または第28項の規定の適用を受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。

3 ～ 4 (略)

第142条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務

新

者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所 割の額から控除する。

2 ～ 3 (略)

第7条の4 ～ 第8条 (略)

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項および第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書

旧

者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所 割の額から控除する。

2 ～ 3 (略)

第7条の4 ～ 第8条 (略)

第9条 削除

新

を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

2 ～ 5（略）

6 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第36項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

旧

第10条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

2 ～ 5（略）

6 法附則第15条第34項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

新

第10条の3 (略)

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分または平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地または平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則

旧

第10条の3 (略)

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分または平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地または平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則

新

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年

旧

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年

新

度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

第12条の3 削除

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの固定資産税の特例）

- 第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

旧

度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 削除

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については法附則第18条の3の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの固定資産税の特例）

- 第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

新

表 (略)

第13条の2 (略)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第13条の4 ～ 第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または

旧

表 (略)

第13条の2 (略)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第13条の4 ～ 第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または

新

法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に、2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 ～ 5 (略)

第15条の2 ～ 第15条の3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>

旧

法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に、2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 ～ 5 (略)

第15条の2 ～ 第15条の3 (略)

第16条 削除

新

	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>

旧

--	--	--

新

<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

第16条の2 ～ 第19条の8 (略)

(法附則第15条第18項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1) とする。

(法附則第15条第36項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の2 法附則第15条第36項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第20項を除く。)) または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。)) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度

旧

第16条の2 ～ 第19条の8 (略)

(法附則第15条第34項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条 法附則第15条第34項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第20項を除く。)) または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。)) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度

新

までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第21条の3 付則第21条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第20条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第23条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

旧

までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第21条の3 付則第21条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第20条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第23条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

新

価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの都市計画税の特例）

第24条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

第24条の2 （略）

第24条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」

旧

価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの都市計画税の特例）

第24条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

第24条の2 （略）

第24条の3 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」

新

という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第23条の3の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

第26条 付則第13条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。

第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項もしくは第42項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第30項から第33項まで」とあるのは「もしくは第30項から第33項までまたは法附則第15条から第15条の3まで」とする。

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置）

第29条 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による改正後の地方税法附則第25条の3の規定は、適用しない。

旧

という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第23条の3の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

第26条 付則第13条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。

第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項もしくは第40項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第28項」とあるのは「もしくは第28項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置）

第29条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）による改正後の地方税法附則第25条の3の規定は、適用しない。

新

(大東市市税条例等の一部を改正する条例)

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項の改正規定 ～ 付則第6条の6の改正規定（略）

付則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

旧

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項の改正規定 ～ 付則第6条の6の改正規定（略）

付則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月
から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第
82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

新

付則第19条第1項の改正規定 ～ 付則第19条の3第2項の改正規定 (略)

第2条 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 第1条中大東市市税条例第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)ならびに付則第3条第1項および第5条(第1条の規定による改正後の大東市市税条例(以下「新条例」という。)付則第16条に係る部分を除く。)の規定
平成27年4月1日

(4) 第1条中大東市市税条例第23条、第48条、第52条第1項および第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)、同号イおよび同条第3号の改正規定ならびに付則第16条の改正規定ならびに次条第5項、付則第3条第2項、第4条および第5条(新条例付則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) ～ (6) (略)

第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)およびイならびに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

旧

付則第19条第1項の改正規定 ～ 付則第19条の3第2項の改正規定 (略)

第2条 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 第1条中大東市市税条例第82条の改正規定ならびに付則第3条および第5条(第1条の規定による改正後の大東市市税条例(以下「新条例」という。)付則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中大東市市税条例第23条、第48条、第52条第1項および付則第16条の改正規定ならびに次条第5項、付則第4条および第5条(新条例付則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) ～ (6) (略)

第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

新

第4条 (略)

第5条 (略)

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
新条例付則第16条第1項の表以外の部分	第82条	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例付則第16条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア

旧

第4条 (略)

第5条 (略)

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
新条例付則第16条の表以外の部分	第82条	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例付則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第22条 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 (略)
(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>260,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア ～ オ (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>470,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア ～ オ (略)
第23条の2 ～ 第27条 (略)

主要改正点

- ・国民健康保険税の軽減措置を拡大したこと。

旧
第1条 ～ 第22条 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 (略)
(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>245,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア ～ オ (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>450,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア ～ オ (略)
第23条の2 ～ 第27条 (略)